

# 東京都教員研究生事業実施要綱

25 教セ開第 41 号  
平成 25 年 5 月 20 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、東京都公立学校の教員を東京都教職員研修センターに派遣し、学校経営や学習指導等についての高い専門性を備え、指導的役割を担う学校教育のリーダーの育成を図るために東京都教育委員会(以下「委員会」という。)が実施する東京都教員研究生事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (研修資格)

第 2 条 研修資格は、東京都公立学校主幹教諭、指導教諭、主任教諭、主任養護教諭、教諭及び養護教諭(以下「教諭等」という。)で、委員会が別途定める条件をすべて満たす者とする。

## (研修期間)

第 3 条 研修期間は、1 年間とする。

## (教員研究生の定数)

第 4 条 教員研究生の定数については、年度ごとに別に定める。

## (研修先)

第 5 条 研修先は東京都教職員研修センターとする。

## (研修内容)

第 6 条 教員研究生は、東京都の教育課題解決のための研究等を行うものとする。

## (教員研究生への応募及び選考)

第 7 条 教員研究生への応募については、第 2 条に規定する資格を有する者とし、委員会が応募のあった者について選考を行い、決定する。

## (サービスの取扱い)

第 8 条 教員研究生のサービス上の取扱いは、教育公務員特例法第 22 条第 3 項に基づく研修出張とする。

## (学校への欠員の補充方法)

第 9 条 委員会は、教員研究生の所属校に対して、非常勤講師等による対応を講ずる。

(給与及び諸手当の支給・経費等)

第10条 研修期間中の給料及び諸手当等の支給は、原則として次のとおりとする。

(1) 支給するもの

給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、期末手当、勤勉手当、住居手当、通勤手当(自宅から研修先まで)、義務教育等教員特別手当、児童手当。

(2) 支給しないもの

給料の調整額、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当、定時制通信教育手当

2 島しょに所在する学校の教諭等及び都外に所在する特別支援学校等の教諭等の赴任旅費については、別途協議する。

(研修経過及び結果の報告)

第11条 教員研究生は、中間報告書及び研修報告書を委員会に提出し、研修経過及び結果の報告をする他に、各所属長の指示により、随時研修経過の報告を行うものとする。

(修了の判定)

第12条 東京都教職員研修センターは、受講状況、研修成果等を審査し、研修の修了の可否を総合的に判定する。

(派遣研修成果の活用)

第13条 教員研究生は、研修修了後、東京都公立学校教員の資質向上に資することのできる指導者として成果の還元に努め、研修成果の活用状況を報告するものとする。

(発令)

第14条 発令については、所属する教育委員会の扱いによる。

(事業運営)

第15条 本事業の運営は、東京都教職員研修センター研修部教育開発課が行う。

2 その他必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。

この要綱は、平成20年7月17日から施行する。

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。